

回 答 書

令和 8 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル実施要領に関する質問について、次のとおり回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>実施要領 4 頁目：参加資格要件 (10) 国又は地方公共団体が発注する、本プロポーザル実施要領 3 事業概要 (1) 事業内容のア又はイの事業内容の同種事業又は類似事業を令和 3 年度以降 (過去 5 年間) に受注し、かつ履行した実績を有していること。</p> <p>とあるが、同種類似事業は協力業者が保有していてもよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>様式 3-2 協力会社届出書に「協力会社とは受託者が業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。」と記載がありますが、施工を請け負う EPC 会社は協力業者になりますか。その場合、参加表明必要な書類は協力業者も提出が必要でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>実施要領 8 頁目：(6) 既存資料の提供 は最短でいつ提供いただけるでしょうか。できれば現地調査の前に拝見したいのですが可能でしょうか。</p>	<p>既存資料は、連絡受領後、一両日中に提供可能です。</p> <p>なお、事業者への既存資料の提供に当たりましては、当該事業者が実施要領 5 参加資格条件を満たしていることが必要です。市に資料提供を依頼する際は、参加資格要件を満たしている旨及び同種業務又は類似業務の実績 (事業名・事業概要など) を電子メールで連絡いただくようお願いいたします。</p>

No.	質 問 事 項	回 答
4	<p>仕様書 3 頁目：(5)・市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用（着工前後の手続き、工事中の立会い、試験立会い及び停電受電立会い等）とありますが、こちらには設備設置に伴う主技への保安点検増額費も含まれますか。</p>	<p>電気保安業務に係る費用の増額分は市が負担します（仕様書 10 ページ・カ維持管理（保守・点検）①参照。）。</p>
5	<p>仕様書 3 頁目：(5) 電気自動車用充電設備の運営（課金システム等）に係る費用とありますが、EV 充電器の設置は今回含まれていないのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の事業には含まれない内容のため、5 月 26 日付けで仕様書から削除しました。</p>
6	<p>仕様書 3 頁目：公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 内に耐震クラスの記載が見受けられません。屋根上太陽光は耐震クラスの縛りはないのでしょうか、また「極めて重要な太陽光発電システム」にする必要があるかも確認ください。</p> <p>尚、上記耐震クラスを保つためにはアンカー施工が必須となる可能性があり、防水の保証が保てない可能性があります。保証が外れる場合は設置自体を見送るか、保証が外れても設置を進めるかのどちらになるのでしょうか。</p>	<p>耐震クラスの記載について、6 月 1 日付けで仕様書に追記しました。</p> <p>また、施工については、仕様書 5 ページ目 オ設備設置に関する現場施工②のとおりです。</p>
7	<p>仕様書 8 頁目：② 敷島総合文化会館に導入済みの監視システムの詳細をお知らせください。</p>	<p>既存資料の提供によりお示しします。</p>
8	<p>現地調査について…リース事業者の参加は必須でしょうか。依頼予定の工事業者の方だけでもよいのでしょうか。</p>	<p>リース事業者の参加は必須ではありません。</p>

No.	質 問 事 項	回 答
9	「参加資格条件」に関して、市民電力等を介して公共施設へ太陽光発電設備及びソーラーカーポート設備を導入した実績も含まれる、との理解でよろしいでしょうか	国又は地方公共団体が発注した事業を条件としているため、市民電力等を介した発注は対象外です（実施要領 4 ページ 5 参加資格条件(10)参照。）。
10	「参加資格条件」に関して、民間企業へ太陽光発電設備及びソーラーカーポート設備を導入した実績も含まれる、との認識でよろしいでしょうか	国又は地方公共団体が発注した事業を条件としているため、民間企業への導入事業は対象外です（実施要領 4 ページ 5 参加資格条件(10)参照。）。